



会報

2014. No.10

小安協 ニュース

日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

- 年頭ご挨拶
- 25年度海難発生状況等について
- 25年度事業概要

公益社団法人 関東小型船安全協会

〒231-0011 横浜市中区太田町4-47コーワ太田町ビル8階
Tel.045-201-7754 Fax.045-201-7758
E-mail:ksak@d5.dion.ne.jp
URL:http://www.shoankyo.or.jp

■公益社団法人関東小型船安全協会新年挨拶

会長 黒川 暁博



明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかな新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

さて、昨年、年中行事ようになっていた首相の交代劇がなく、景気も少し上向きになり、失われた20年の閉塞感から解放されつつあると感じます。この傾向が本年も続いてほしいものですが、消費増税や近隣諸国との軋轢もある中で、安倍首相の冷静沈着な舵取りを期待するものです。

このような中であって、当協会においては画期的な年となりました。

一つには、二つの新しい事業を始めたこと、もう一つは東京国体のセーリング競技の運営に協力できたことです。

新しい事業の一つは、国際VHFを扱える海上特殊無線技士の養成講習を始めたことです。これは、当協会が海上特殊無線技士という国家試験を行う機関として、総務省から認められたということです。これまで3級海上特殊無線技士の講習を3回述べ40人に行い、すべての受講生が試験に合格して、免許を取得しました。今年度は更に3月に2級海上特殊無線技士の講習を横浜で行うこととしております。

もう一つの新規事業は、航海実技講習です。これは海技免状を取得したものの、海上に出る経験の少ない初心者に対して、実際に船を使って安全運航を念頭に置いて実技を教えるものです。こちらは、宣伝も十分でないこともあり、まだ応募者は少ないのですが、受講者からは、「ペーパーライセンスの船長が、単独で海に出ることの怖さがわかった。この実技講習を受けていなかったら海難事故につながっていたかもしれない。」といった感想もいただき、好評価を受けています。

これら新規事業は、事故防止に役立つということもありますが、長い目で見て当協会の会員の増加と財政基盤の強化にも役立つものと確信しております。

また、東京国体のセーリング競技には、東京都からの依頼もあり、海上安全指導員を主体に多くの会員の協力のもと、安全パトロール艇を使用し、競技海域での監視警戒に当たりました。競技終了後の表彰式で、日本セーリング協会から、りっぱな感謝状をいただきました。

今回の競技への協力を通じて、2020年の東京オリンピックのセーリング競技にも当協会が参加協力できる布石ができたものと思っています。

最近の海上保安庁のデータでは、我が国周辺で起きる海難の4割がプレジャーボート、3割が漁船で、これら小型船の海難防止が、海上保安庁の重点課題になっています。当協会としても従来からの安全パトロールや安全講習会といった安全活動とともに、無線の養成講習や航海実技講習などの新しい事業も積極的に行い、今後ともプレジャーボート海難の減少と海洋レジャーの健全な普及発展に努めてまいる所存ですので、会員の皆様そして関係機関の皆様、本年もどうぞよろしくお願い致します。

■年頭ご挨拶 第三管区海上保安本部長



新城 達郎

明けましておめでとうございます。

第三管区海上保安本部長の新城でございます。

平成 26 年の年頭にあたり、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

公益社団法人関東小型船安全協会の会員の皆様におかれましては、平素から小型船舶の海難防止、安全で秩序あるマリレジャーの普及並びにマナーの向上のため、多大な貢献をされておられますことに、心から敬意を表する次第であります。また、海上保安業務に対しまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに、この誌面をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年一年を振り返ってみますと、世界中至る所で発生した異常気象により自然災害が多発した年でもありました。

国外では、フィリピンで過去最大級の猛烈な台風が同国中部を直撃し、沿岸地域を高潮が襲い、約 1600 万人が被災する壊滅的な被害となりました。

一方国内におきましても、国内観測史上最高気温の記録、度重なる台風の来襲、記録的集中豪雨による洪水や土砂災害の多発、竜巻の発生による多数の建物が全壊、半壊するなどの被害を受けました。

記憶に新しいところでは、関東地方に接近・上陸する台風としては 10 年に一度の強い勢力と言われた台風第 26 号の接近により、伊豆大島では記録的な豪雨となり、元町付近に土砂災害が発生し、土石流により多くの死亡・行方不明者を伴う大きな被害が発生しました。三管本部では、災害発生直後から大島町災害対策本部に職員を派遣する等、「第三管区伊豆大島島民避難対策室」を設置して、船艇、航空機による行方不明者の専従捜索を行い、延べ 2,110 名の職員を動員して対応にあたりました。

この台風では、館山湾において強風にあおられ貨物船が座礁したほか、台風避難中のコンテナ船が相次いで荷崩れを起こし、港内ではプレジャーボートの多くが浸水する等の海難が発生し、船舶にも大きな被害を与え、改めて自然災害が国民に与える影響が甚大であることを思い知らされた 1 年でした。

我が国の周辺海域では、毎年 2,500 隻前後の船舶事故が発生しております。ひとたび船舶事故が発生すると尊い人命や財産が失われるばかりでなく、経済活動や海洋環境までもに多大なる影響を及ぼすことがあります。

第三管区海上保安本部管内における昨年の海難発生隻数は、307 隻で前年に比べて 38 隻の増加となりました。

これら海難を海難種類別で見ると、衝突海難が最も多く、次いで乗揚げ海難、機関故障海難となっており、その原因は、見張り不十分、操船不適切、整備不良といった人為的要因が全体の約 8 割を占めております。

船舶の用途別では、プレジャーボートが全体の約半数を占めており、漁船、遊漁船を含む小型船舶では全体の約 7 割を占めている状況です。

プレジャーボート等によるマリレジャーを安全で、楽しいものとするためには、マリレジャー愛好者が、自覚を持って活動することが基本ではありますが、現実にはなかなかそうは参りません。

このような状況下にありますと、関東小型船安全協会が実施されている安全講習会をはじめとする様々な海難を防止するための活動がマリレジャーの安全推進のために重要な役割を担っていると認識しているところ、関東小型船安全協会の存在をより一層、国民に広く認知していただくためにも、各種活動の更なる充実・強化を図り、マリレジャーの愛好者が集う様々なイベントに積極的に参画するなどしていただき、「ルールの遵守とマナーの向上」を広く浸透させていただきたいと考えております。

三管本部といたしましても、小型船舶の海難の減少、マリレジャーの安全推進については、最重要課題として取り組んでいるところであり、安全で秩序あるマリレジャーの発展に寄与する貴協会の会員や海上安全指導員の皆様との連携をさらに推進するとともに、皆様とともに積極的な海難防止活動を展開する所存でありますので、今後ともご協力を賜りますようお願い致します。

最後になりましたが、関東小型船安全協会の更なるご発展並びに会員の皆様をはじめ関係各位のご健勝と益々のご活躍を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

■平成 25 年の第三管区における海難発生状況等について（速報値）

1. 船舶海難隻数について

(1) 船舶用途別の海難隻数

船舶用途別では、プレジャーボートによる海難が最も多く、169 隻となっており、平成 24 年（139 隻）と比較すると 30 隻増加

10月中旬、台風 26 号の影響による海難が 10 隻発生（うち、プレジャーボートによるものが 7 隻）

用途 \ 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比（隻）	過去 5 年平均 （平成 20～24 年）
貨物船	39	41	+ 2	58
タンカー	13	12	- 1	17
旅客船	2	4	+ 2	6
漁船	45	39	- 6	49
遊漁船	7	9	+ 2	10
プレジャーボート ^(※1)	139	169	+ 30	155
その他 ^(※2)	24	33	+ 9	25
合計	269	307	+ 38	326

※ 1 スポーツ又はレクリエーションに用いられるモーターボート、ミニボート、カヌー等を含む

※ 2 作業船、曳船、押船、台船、はしけ、クレーン船等

(2) 海難種類別の海難隻数

海難種類別では、衝突が最も多く72隻となっているが、隻数は平成24年と変化なし
乗揚が58隻となっており、昨年(31隻)と比較して27隻増加
台風26号(10月)の影響による海難が10隻発生(浸水4隻、安全障害1隻、運航障害5隻)

海難種類	年	平成24年	平成25年	前年比(隻)	過去5年平均 (平成20～24年)
衝突		72	72	± 0	103
乗揚		31	58	+ 27	39
転覆		19	18	- 1	18
浸水		14	21	+ 7	26
推進器障害		15	12	- 3	21
舵障害		6	2	- 4	6
機関故障		47	55	+ 8	50
火災		6	11	+ 5	10
爆発		2	0	- 2	0.6
行方不明		1	1	± 0	0.4
運航障害		20	24	+ 4	21
安全障害		11	8	- 3	14
船舶その他		25	25	± 0	18
合計		269	307	+ 38	326

※運航障害：バッテリーの過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失、無人漂流

※安全障害：転覆に至らない船体傾斜、走錨、荒天難航

※その他：操船技能不足、有人漂流、船位喪失等

2. 人身事故者数について

平成25年の人身事故者数は404人

(平成24年に比べ96人減少、過去5年平均に比べ59人減少)

(1) 事故区分別の人身事故者数

事故区分毎の発生割合は、過去5年平均と同様傾向で発生

船舶海難によらない乗船者の事故 約29% (過去5年平均 約28%)

マリンレジャーに伴う海浜事故 約37% (過去5年平均 約37%)

マリンレジャーに伴わない海浜事故 約34% (過去5年平均 約35%)

事故区分	平成24年	平成25年	前年比(人)	過去5年平均 (平成20～24年)
船舶海難によらない乗船者の事故 ^(※1)	142	118	- 24	131
マリンレジャーに伴う海浜事故 ^(※2)	174	148	- 26	170
マリンレジャーに伴わない海浜事故 ^(※3)	184	138	- 46	161
合計	500	404	- 96	463

※1 船舶海難によらない乗船者の事故：航行中の船舶からの海中転落、フェリーからの投身自殺、病気等

※2 マリンレジャーに伴う海浜事故：海水浴(遊泳中)、釣り、サーフィン、スキューバダイビング中の事故等

※3 マリンレジャーに伴わない海浜事故：車輛の海中転落、陸上で仕事に従事している者の海中転落等

(余暇活動に伴うもの以外の海浜において発生した事故)

(2) マリンレジャーに伴う海浜事故 活動内容別の人身事故者数

平成 25 年のマリンレジャーに伴う海浜事故 人身事故者数は 148 人

活動内容別の発生状況は、スキューバダイビング、ボードセーリングについて過去 5 年平均を上回る状況

活動内容別	平成 24 年	平成 25 年	前年比 (人)	過去 5 年平均 (平成 20~24 年)
磯 遊 び 中	13	5	- 8	11
サ ー フ ィ ン 中	32	13	- 19	29
ス キ ュ ー バ ダ イ ビ ン グ	21	21	± 0	14
釣 り 中	38	32	- 6	35
ボ ー ド セ ー リ ン グ 中	7	13	+ 6	6
遊 泳 中	61	42	- 19	65
その他(ビニールボート、バナナボート、ボディボード等)	2	22	+ 20	10
合 計	174	148	- 26	170

3. 死亡・行方不明者数について

平成 25 年の船舶海難及び人身事故による死亡・行方不明者数は 173 人

平成 24 年より 73 人減少、過去 5 年平均と比べ 52 人減少

事故区分毎の発生割合は、過去 5 年平均と同様傾向で発生

船舶海難による死亡・行方不明者 約 8% (過去 5 年平均 約 6%)

船舶海難によらない乗船者の事故 約 11% (過去 5 年平均 約 16%)

マリンレジャーに伴う海浜事故約 約 26% (過去 5 年平均 約 26%)

マリンレジャーに伴わない海浜事故 約 55% (過去 5 年平均 約 52%)

事故区分	平成 24 年	平成 25 年	前年比 (人)	過去 5 年平均 (平成 20~24 年)
船舶海難による死亡・行方不明者 ^(※4)	5	15	+ 10	14
船舶海難によらない死亡・行方不明者	40	19	- 21	36
マリンレジャーに伴う死亡・行方不明者	63	45	- 18	59
マリンレジャーに伴わない死亡・行方不明者	138	94	- 44	116
合 計	246	173	- 73	225

※ 4 船舶海難による乗船者の事故：衝突による負傷、浸水転覆等による溺水等

■平成 25 年度事業概要

○航海実技講習開催報告について

海上保安庁の統計によりますと、近年、我が国における海難の発生状況は、2,200～2,600 隻を推移しており、その中、プレジャーモーターボート等小型船による海難が約半数を占め、ワーストワンとなっております。

こうした現状を踏まえ、当協会では、海上保安庁と連携し安全パトロールや安全講習会、ヨット競技や各種海上イベントにかかる監視警戒など、海難防止に努めていますが、初歩的ミスによるものの発生が多くみられ、海技免状を取得して間がない方、航海の経験が浅い方に対する海難防止対策が急務と思料し、協会事業の一環として航海実技講習を開催することにしました。

開催にあたり、関東運輸局海事振興課や第三管区海上保安本部交通部への説明を行い、航行の安全、海難防止対策としてこの事業の推進に理解をされ、実習船の提供、講師の確保など、環境がそろったことから、ホームページや口コミによる受講生募集を行い、昨年 5 月 19 日、第一回の航海実技講習を開催いたしました。

実習では、オリエンテーリング、実習船を使用しての出航前の点検、準備、航海計画等の要領、航海中の見張り、他船の動静把握、避航等操縦方法、ルールとマナー、船位の把握、入港後は各部の点検、異常の有無の確認等実施し、確認終了後関東小型船安全協会会長から受講生に対して講習終了証明書の交付を行うとともに協会会員として登録を行い、会員証を併せて交付しました。その後、11 月までに 3 回の航海実技講習を開催し、合計 4 回、13 名が受講しております。

受講者からのアンケート調査によると、教習所では、「沖合航海実習はしていない。免状は取ったものの船長として 1 人での航海は難しい。実技や経験がいかに大事か、この講習に参加してよかった。」との意見がほとんどでした。

平成 26 年度も同様に開催の予定です。ホームページや教習所において募集をする予定ですが、会員の皆様方にも、航行の安全、海難防止の見地から受講者募集のご協力をお願いいたします。



平成 26 年度航海実技講習開催予定

回数	講習日	曜日	講習人数
第 1 回	平成 26 年 4 月 20 日	日曜日	10 名
第 2 回	平成 26 年 6 月 22 日	日曜日	10 名
第 3 回	平成 26 年 8 月 24 日	日曜日	10 名
第 4 回	平成 26 年 10 月 26 日	日曜日	10 名

【お問合せ先】

公益社団法人 関東小型船安全協会

横浜市中区太田町 4-47 コーワ太田町ビル 8 階

☎ 045-201-7754 FAX 045-201-7758

URL : <http://www.shoankyo.or.jp> E-mail : ksak@d5.dion.ne.jp

○海上特殊無線技士養成課程講習報告について (海上安全の必須アイテム)

小型船の国際 VHF (送受信機) の普及

小型船の国際 VHF の搭載は、法改正の後、国際 VHF で連絡手段の確保と非常に安価に購入が可能となったことから、本協会も今年度 (平成 25 年度) から、国際 VHF の取扱いに必要な第二 (三) 級海上特殊無線技士の養成課程講習を開催し、より多くの方々の資格取得を目指しております。

今年度は、第三級海上特殊無線技士の養成課程講習を 3 回開催し、40 名の方が資格を取得されました。

また、平成 26 年 3 月 16 日 (日) 横浜ベイサイドマリーナにて第二級海上特殊無線技士短縮養成課程講習を開催予定です。

更に、平成 26 年度第二級海上特殊無線技士短縮養成課程講習の開催を次のとおり予定 (定員 30 名) しておりますので是非、受講下さい。

* 詳細については本協会にお問い合わせ下さい。(TEL. 045 - 201 - 7754)

平成 26 年 4 月 20 日 (日) スルガマリンサービス (沼津)

平成 26 年 6 月 8 日 (日) 夢の島マリーナ (東京)

平成 26 年 9 月未定 横浜ベイサイドマリーナ (横浜)

平成 26 年 11 月 9 日 (日) 夢の島マリーナ (東京)



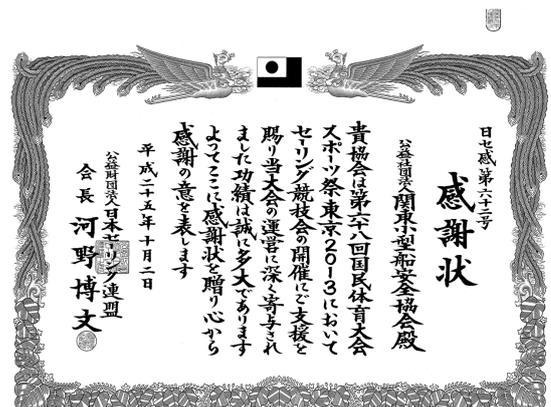
○国体セーリング競技監視警戒実施結果報告について

平成 25 年 9 月 28 日～10 月 2 日の 5 日間、東京港葛西臨海公園沖において、第 68 回国民体育大会セーリング競技会が開催され、全国 47 都道府県から約 360 艇の各種ヨットが参加し競技が行われました。

大会の実行委員会会長である江東区区长から当協会あて監視警戒の協力依頼を受け、協会では、海上安全指導員等に協力をお願いし、パトロール艇を日に 4 艇出動する警戒監視を行いました。協力を頂いた皆様方には長期、長時間にわたり、また土砂降りの中監視警戒を実施して頂き、これまでに培われた経験と知識を遺憾なく発揮し、他の模範となる適切な監視警戒をされ無事にセーリング競技を終了することができました。偏に皆様方の安全に関する強い意識と使命感によるものと深く感謝を申し上げます。

今回の国体監視警戒業務を通じ安全パトロール艇や海上安全指導員等の活躍ぶりを外部の方々に披露することができたことは、大きな成果であり今度の東京オリンピック参加へつながっていくものと思っております。

主催する江東区や、日本セーリング連盟、東京都ヨット連盟から感謝御礼を受けるとともに、公益財団法人日本セーリング連盟から感謝状を授与されましたのでご報告をさせていただきます。



■新入会員ご紹介

平成 25 年 9 月以降次の方々が入られましたのでご紹介いたします。(敬称略)

番号	氏名	所属団体	番号	氏名	所属団体
横須賀支部			しみず		
2425	多川 元気	(株)葉山マリナー	2432	吉田 卓史	個人
2428	石川 澄夫	個人	千葉支部		
2429	村上 和義	個人	2424	柳沢 謙次	個人
2431	中田 晴菜	(株)葉山マリナー	2433	白井 耕治	個人
2435	菊地 章	個人	2437	岩井 毅	浦安マリナー
2438	株式会社イメージュ	江の島ヨットハーバー	団体会員		
東京支部			40021	サニーサイド浦賀	
2426	井田 洋一	個人	平成 26 年 1 月 27 日現在会員数 個人会員：797 名 団体会員：48 団体 賛助会員：36 団体		
2427	水野 泰三	個人			
2430	安藤 嘉紀	個人			
2434	菅野 義秋	個人			
2436	高岡 盛道	個人			

■公益社団法人等に対する寄付金の取扱（ご協力）について

常日頃、寄付金等について、ご協力いただきありがとうございます。

本協会も、平成 23 年 4 月 1 日付けで、公益社団法人関東小型船安全協会に認定されたことから、「特定公益増進法人」に認められ、本協会の小型船の海難防止活動等、公益の増進に著しく寄与するものとして、次のとおり、通常の寄付金とは別枠で計算される特別損金算入制度が適用されることになりました。

1. 寄付者が法人の場合の取扱い

法人が本協会に寄付金を支出した場合には、その寄付金の合計額のうち一定限度額まで損金算入が認められます（法人税法第 37 条）。

2. 寄付者が個人の場合の取扱い

個人が本協会に寄付金を支出した場合には、その年間合計額（総所得金額等の 40% を限度）が 2 千円を超える時は、その超える金額をその年分の総所得金額等から控除されます（所得税法第 78 条）。

以上のことから従来以上に公益性の高い業務運営を進めることにしておりますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

3. 振込先

横浜銀行関内支店 普通 1061353
口座名 公益社団法人関東小型船安全協会

■会費納入のお願い

平成 26 年度会費の納入ご案内を、小安協ニュース発刊に併せて同封させていただきました。
何卒よろしくお願いいたします。